

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則の施行について（通知）

気水第133号

令和3年3月4日

## 1 改正の背景及び趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）では、土壤汚染を判断する基準として土壤汚染対策法（以下「法」という。）と同様の「土壤の汚染状態の基準」を定め、当該基準を超える場合、汚染された土地として公表し、公害防止のために必要な指導をしている。

令和2年4月2日に土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第143号）が公布され、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準が見直され、令和3年4月1日に施行されることとなった。

この改正を受け、条例規則等に定める土壤の汚染状態の基準についても、所要の改正を行うこととした。

## 2 改正の内容

条例規則別表第12の2に定める土壤の汚染状態の基準に関し、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準を別表のとおり改正する。併せて、同条例第58条の6に基づき知事が定める指針である「特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」（以下「条例指針」という。）に定める基準についても別表のとおり改正する。

なお、これらの改正は令和3年4月1日から施行される。

## 3 留意事項

令和3年4月1日以降、条例第59条第3項又は第60条第2項に基づき、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンを試料採取等対象物質とした調査

結果が報告されたときは、改正後の基準により評価する。

一方、令和3年3月31日以前に調査結果が報告されたときは、改正前の基準で評価する。このとき、改正前の基準には適合しているが、改正後の基準には適合しない土壤が確認される場合も想定されるが、基準が改正されたことのみを理由に、追加調査の実施や公害防止計画の追加提出を求める必要はないものとする。

また、改正前の基準で評価した結果、汚染された土地として条例第59条第4項及び第60条第3項に基づき公表された土地において、土壤汚染の除去等を行った結果、改正前の基準に適合することが確認された場合には、公表情報から削除するものとする。

なお、令和3年4月1日以降に条例調査の義務が発生した場合についても、条例指針2(16)に基づき、過去に実施した調査結果を利用することが可能だが、改正後の基準で評価できる精度で計量されたものである必要がある。

#### 4 施行日

令和3年4月1日

## 別表

## 条例規則 別表第12の2 土壌の汚染状態の基準

## 1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	「検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下」を「検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下」に改める。
トリクロロエチレン	「検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下」を「検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下」に改める。

## 2 土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	「土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下」を「土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下」に改める。

## 条例指針 別表 第二溶出量基準及び地下水基準

特定有害物質の種類	第二溶出量基準 (mg/L)	地下水質基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	「0.3以下」を「0.09以下」に改める。	「0.01以下」を「0.003以下」に改める。
トリクロロエチレン	「0.3以下」を「0.1以下」に改める。	「0.03以下」を「0.01以下」に改める。